

(別添3)変更箇所その2

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年1月20日	I.1.②事務の内容	<p>なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年総務省令第85号)第35条の定めるところにより、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。</p>	<p>なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年総務省令第85号。以下「個人番号カード省令」という。)第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。</p>	事後	重要な変更には該当しないため
令和3年1月20日	I.2.システム2.②システムの機能	<p>7. 送付先情報通知 :個人番号の通知に係る事務の委任先である機構において、住民に対して番号通知書類(通知カード、個人番号カード交付申請書(以下「交付申請書」という。)等)を送付するため、既存住基システムから当該市町村の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を、機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する。</p>	<p>7. 送付先情報通知 :個人番号の通知に係る事務の委任先である機構において、住民に対して番号通知書類(個人番号通知書、個人番号カード交付申請書(以下「交付申請書」という。)等)を送付するため、既存住基システムから当該市町村の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を、機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する。</p>	事後	重要な変更には該当しないため
令和3年1月20日	II.(1).5.提供・移転の有無	<p>[○] 提供を行っている (56) 件</p>	<p>[○] 提供を行っている (58) 件</p>	事後	誤謬の修正のため
令和3年1月20日	II.(3).2.③対象となる本人の範囲.その必要性	<p>番号法第7条第1項(指定及び通知)に基づき、通知カードを個人番号の付番対象者全員に送付する必要がある。 また、同法第17条第1項(個人番号カードの交付等)により、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされていることから、合わせて、交付申請書を通知カード送付者全員に送付する必要がある。 市町村は、法令に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する。</p>	<p>番号法第7条第1項(指定及び通知)及び個人番号カード省令第7条(個人番号の通知)に基づき、個人番号通知書を個人番号の付番対象者に送付する必要がある。 また、通知カード所有者にあつては、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされている。 市町村は、個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する。</p>	事後	重要な変更には該当しないため
令和3年1月20日	II.(3).2.④記録される項目.主な記録項目	<p>[○] その他 (通知カード及び交付申請書の送付先の情報)</p>	<p>[○] その他 (個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報)</p>	事後	重要な変更には該当しないため
令和3年1月20日	II.(3).2.④記録される項目.その妥当性	<p>・その他(通知カード及び交付申請書の送付先の情報) :機構に対し、法令に基づき通知カード及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を委任するために、個人番号カードの券面記載事項のほか、通知カード及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。</p>	<p>・その他(個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報) :機構に対し、個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を委任するために、個人番号カードの券面記載事項のほか、個人番号通知書及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。</p>	事後	重要な変更には該当しないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年1月20日	Ⅱ.(3).3.③使用目的	法令に基づく委任を受けて通知カード及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、通知カード及び交付申請書の送付先情報を提供するため。	個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受けて個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供するため。	事後	重要な変更には該当しないため
令和3年1月20日	Ⅱ.(3).3.⑤使用方法	・既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、通知カード及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を法令に基づいて委任する機構に対し提供する(既存住基システム→市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム(機構))。	・既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、個人番号通知書及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づいて委任する機構に対し提供する(既存住基システム→市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム(機構))。	事後	重要な変更には該当しないため
令和3年1月20日	Ⅱ.(3).5.①法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年総務省令第85号)第35条	個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)	事後	重要な変更には該当しないため
令和3年1月20日	Ⅱ.(3).5.②提供先における用途	市町村からの法令に基づく委任を受け、通知カード及び交付申請書を印刷し、送付する。	市町村から個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受け、個人番号通知書及び交付申請書を印刷し、送付する。	事後	重要な変更には該当しないため
令和3年1月20日	Ⅱ.(3).5.⑦時期・頻度	使用開始日から通知カード送付までの一定の期間に、番号法施行日時点における住民の送付先情報をまとめて提供する(以降、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度提供する)。	個人番号通知書に係る送付先情報は、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度提供する。	事後	重要な変更には該当しないため
令和3年1月20日	別紙1、番号法別表第2の116項、②提供先における用途	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた用途	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた用途	事後	重要な変更には該当しないため
令和3年1月20日	別紙2、番号法別表第1の15項、②移転先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施、保護に要する費用の返還又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	重要な変更には該当しないため
令和3年1月20日	別紙2、番号法別表第1の36の2項、②移転先における用途	災害対策基本法(昭和36年法律第223号)による被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの	災害対策基本法(昭和36年法律第223号)による罹災証明書の交付又は被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	重要な変更には該当しないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年1月20日	別紙2、番号法別表第1の49項、②移転先における用途	母子保健法(昭和40年法律第141号)による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	母子保健法(昭和40年法律第141号)による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給、費用の徴収又は母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	重要な変更該当しないため
令和3年1月20日	別紙2、番号法別表第1の94項、②移転先における用途	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	重要な変更該当しないため
令和3年9月1日	I.5.②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項)	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項)	事後	番号法改正のため
令和3年9月1日	別紙1、番号法別表第2の107項	—	提供先の追加(詳細は別紙1を参照)	事後	重要な変更該当しないため
令和4年10月26日	I.5.②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項)	(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項)	事後	番号法改正のため
令和4年10月26日	別紙1、番号法別表第2の21項		提供先の削除	事後	番号法改正のため
令和4年10月26日	別紙2、番号法別表第1の8項、移転先	福祉支援課 こども課	福祉支援課 子育て給付課 こども家庭支援課	事後	組織の見直しのため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年10月26日	別紙2、番号法別表第1の9項、移転先	こども課	こども家庭支援課	事後	組織の見直しのため
令和4年10月26日	別紙2、番号法別表第1の37項、移転先	こども課	子育て給付課	事後	組織の見直しのため
令和4年10月26日	別紙2、番号法別表第1の43項、移転先	こども課 (府から委任)	子育て給付課 (府から委任)	事後	組織の見直しのため
令和4年10月26日	別紙2、番号法別表第1の44項、移転先	こども課	子育て給付課	事後	組織の見直しのため
令和4年10月26日	別紙2、番号法別表第1の45項、移転先	こども課	子育て給付課	事後	組織の見直しのため
令和4年10月26日	別紙2、番号法別表第1の46項、移転先	こども課 (法定受託事務)	子育て給付課 (法定受託事務)	事後	組織の見直しのため
令和4年10月26日	別紙2、番号法別表第1の49項、移転先	健康増進課 保険年金課	健康増進課 保険年金課 こども家庭支援課	事後	組織の見直しのため
令和4年10月26日	別紙2、番号法別表第1の56項、移転先	こども課	子育て給付課	事後	組織の見直しのため
令和4年10月26日	別紙2、番号法別表第1の94項、移転先	こども課	子育て給付課	事後	組織の見直しのため